

岩手県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成25年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 宮古都市計画区域
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに宮古市役所